

別紙 1

令和 年分 国 外 送 金 等 調 書									
国内の送金者又は受領者	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称					個人番号又は法人番号			
国 外 送 金 等 区 分		1. 国外送金・2. 国外からの送金等の受領				国外送金等年月日		年 月 日	
国外の送金者又は受領者の氏名又は名称									
国外の銀行等の営業所等の名称									
取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称									
国外送金等に係る相手国名									
本人口座の種類		普通預金・当座預金・その他()				本人の口座番号			
国外送金等の金額		外 貨 額		外貨名		送金原因			
		円 換 算 額		(円)					
(備考)									
提出者	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称					個人番号又は法人番号			
		(電話)							
整 理 欄		①				②			

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

- (備 考)
- 1 この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
 なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
 - 2 この支払調書の記載要領は、次による。
 - (1) 「国内の送金者又は受領者の住所(居所)又は所在地」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った者又は国内において国外からの送金等の受領を行った者の住所(居所)又は所在地を記載すること。
 - (2) 「国内の送金者又は受領者の氏名又は名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った者又は国内において国外からの送金等の受領を行った者の氏名又は名称を記載すること。
 - (3) 「国内の送金者又は受領者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (4) 「国外送金等区分」の欄は、「1. 国外送金」又は「2. 国外からの送金等の受領」のいずれかの数字を○で囲むこと。
 - (5) 「国外送金等年月日」の欄には、国外送金等を行った年月日を記載すること。
 - (6) 「国外の送金者又は受領者の氏名又は名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った場合の国外の受領者又は国内において国外からの送金等の受領を行った場合の国外の送金者の氏名又は名称を記載すること。
 - (7) 「国外の銀行等の営業所等の名称」の欄には、国内から国外へ国外送金を行った場合の国外の銀行等の営業所等の名称又は国内において国外からの送金等の受領を行った場合の国外の銀行

等の営業所等の名称を記載すること。

- (8) 「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称」の欄には、取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称を記載すること。
- (9) 「国外送金等に係る相手国名」の欄には、国外送金等を行った相手国名を記載すること。
- (10) 「本人口座の種類」の欄は、普通預金又は当座預金の場合には、○で囲むこと。
また、普通預金又は当座預金以外の場合には、カッコ内に種類を記載すること。
- (11) 「本人口座の番号」の欄には、本人口座の番号を記載すること。
- (12) 「国外送金等の金額の外貨額」及び「外貨名」の欄には、国外送金等の外貨額及び外貨の名称を記載すること。
- (13) 「円換算額」の欄には、国外送金等を行った金額の円換算の金額を記載すること。
- (14) 「送金原因」の欄には、国外送金等を行った原因を記載すること。なお、記載に当たっては、国際収支項目番号を記載しても差し支えない。
- (15) 「備考」の欄には、その他参考となる事項を記載すること。(納税管理人の氏名等を記載する場合には、この欄に記載すること。

別紙 2

令和 年分 国 外 証 券 移 管 等 調 書									
国外証券移管者又は受入者	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号							
国外証券移管等区分	1. 国外証券移管・2. 国外証券受入れ		国外証券移管等年	月	日				
国外証券移管の相手方の氏名又は名称									
国外の金融商品取引業者等の営業所等の名称									
国外証券移管等に係る相手国名									
国 外 移 管 等 を し た 有 価 証 券									
種類	銘柄	株数又は口数	額 面 金 額						
			外貨額	外貨名	円換算額				
		株(口)					千	円	
移管等の原因となる取引又は行為の内容									
(備考)									
金融商品取引業者等	所 在 地								
	名 称	(電話)				法 人 番 号			
整 理 欄	①							②	

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

373

(備 考)

- この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の3に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
- この調書の記載事項は、次による。
 - 「国外証券移管者又は受入者の住所(居所)又は所在地」の欄には、国内において有価証券(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第8号に規定する有価証券をいう。以下同じ。)の国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者の住所(居所)又は所在地を記載すること。
 - 「国外証券移管者又は受入者の氏名又は名称」の欄には、国内において国外証券移管又は国外証券受入れの依頼をする者の氏名又は名称を記載すること。
 - 「国外証券移管者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「国外証券移管等区分」の欄は、「1. 国外証券移管」又は「2. 国外証券受入れ」のいずれかの数字を、○で囲むこと。
 - 「国外証券移管等年月日」の欄には、国外証券移管等を行った年月日を和暦で記載すること。
 - 「国外証券移管等の相手方の氏名又は名称」の欄には、国外証券移管を行った場合の国外における受入者又は国外証券受入れを行った場合の国外における移管者の氏名又は名称を記載すること。
 - 「国外の金融商品取引業者等の営業所等の名称」の欄には、その国外証券移管等に係る国外証

券口座を開設された国外における金融商品取引業者等の営業所等の名称を記載すること。

- (8) 「国外証券移管等に係る相手国名」の欄には、国外証券移管等を行った相手国名（上記(7)の営業所等がある国名）を記載すること。
- (9) 「国外移管等をした有価証券」の「種類」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の種類について、「国債」、「地方債」、「普通社債」、「外国公債」、「外国社債」、「株式」、「株式等証券投資信託の受益権」のように記載すること。
- (10) 「国外移管等をした有価証券」の「銘柄」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の銘柄を記載すること。
- (11) 「国外移管等をした有価証券」の「株数又は口数」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券の株数又は口数を記載すること。
- (12) 「国外移管等をした有価証券」の「額面金額」の欄には、国外証券移管等を行った有価証券について、その額面金額に係る外貨額・外貨名・円換算額をそれぞれ記載すること。
- (13) 「移管等の原因となる取引又は行為の内容」の欄には、国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容を記載すること。
- (14) 「備考」の欄には、国外証券移管等の依頼をする者が、納税管理人の届出をしている場合にはその納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）を、法人課税信託の受託者である場合（当該国外証券移管等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地を記載すること。

また、その他参考となる事項を記載すること。

別紙 3

令和 年分 国外電子決済手段移転等調書					
国外電子決済手段移転者又は受入者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称			個人番号又は法人番号	
国外電子決済手段移転等区分		国外電子決済手段移転等年月日		年 月 日	
国外電子決済手段移転等の相手方の氏名又は名称					
国外の電子決済手段等取引業者の営業所等の名称					
国外電子決済手段移転等に係る相手国名					
国外電子決済手段移転等をした電子決済手段					
種類	名称	数量	価 額	外貨名	外貨額
移転等の原因となる取引又は行為の内容					
(備考)					
電子決済手段等取引業者	所 在 地				
	名 称		電 話 番 号	法 人 番 号	
整 理 欄		①	②		

○個人番号又は法人番号「欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。」

391

- (備 考)
- 1 この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の5に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
- なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
- 2 この調書の記載事項は、次による。
- (1) 「国外電子決済手段移転者又は受入者の住所(居所)又は所在地」の欄には、国内において電子決済手段(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第15号に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の住所(居所)又は所在地を記載すること。
- (2) 「国外電子決済手段移転者又は受入者の氏名又は名称」の欄には、国内において国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の氏名又は名称を記載すること。
- (3) 「国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- (4) 「国外電子決済手段移転等区分」の欄は、「国外電子決済手段移転」に該当する場合は1、「国外電子決済手段受入れ」に該当する場合は2を記載すること。
- (5) 「国外電子決済手段移転等年月日」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った年月日を和暦で記載すること。
- (6) 「国外電子決済手段移転等の相手方の氏名又は名称」の欄には、国外電子決済手段移転を行った場合の国外における受入者又は国外電子決済手段受入れを行った場合の国外における移転者

の氏名又は名称を記載すること。

- (7) 「国外の電子決済手段等取引業者の営業所等の名称」の欄には、その国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された国外における電子決済手段等取引業者の営業所等の名称を記載すること。
- (8) 「国外電子決済手段移転等に係る相手国名」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った相手国名（上記(7)の営業所等がある国名）を記載すること。
- (9) 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「種類」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の種類について、資金決済に関する法律第2条第5項各号のいずれに該当するかについて、「1号電子決済手段」、「2号電子決済手段」、「3号電子決済手段」、「4号電子決済手段」のように記載すること。
- (10) 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「名称」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の名称を記載すること。
- (11) 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「数量」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の数量を記載すること。
- (12) 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「価額」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の価額を記載すること。この場合において、その電子決済手段の価額が外国通貨で表示されるものであるときは、その価額を本邦通貨へ換算した額に加え、「外貨名」の欄にその外国通貨の種類を記載し、「外貨額」の欄にその外国通貨で表示される価額を記載すること。
- (13) 「移転等の原因となる取引又は行為の内容」の欄には、国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容を記載すること。
- (14) 「備考」の欄には、国外電子決済手段移転等の依頼をする者が、納税管理人の届出をしている場合にはその納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）を、法人課税信託の受託者である場合（当該国外電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地を記載すること。

また、その他参考となる事項を記載すること。